

○ 新生児等の新規措置の措置先（都道府県市別）（平成28年度）

（単位：人）

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月未満)	0歳児 (1か月以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月未満)	0歳児 (1か月以上)	1歳以上 2歳未満
北海道	4	2	0	11	10	11
青森県	8	1	3	0	1	3
岩手県	1	12	3	0	1	0
宮城県	0	0	0	0	0	0
秋田県	1	6	2	0	0	0
山形県	4	3	2	0	4	0
福島県	6	3	1	10	4	2
茨城県	16	13	2	0	3	3
栃木県	5	19	8	2	1	1
群馬県	6	26	7	4	5	1
埼玉県	27	62	34	0	9	10
千葉県	13	14	8	0	11	7
東京都	73	138	82	0	12	30
神奈川県	14	17	8	0	3	5
新潟県	3	5	1	1	2	0
富山県	6	9	3	0	2	0
石川県	4	5	1	0	2	0
福井県	4	3	1	0	1	1
山梨県	0	9	2	0	4	3
長野県	3	10	1	2	1	1
岐阜県	6	7	0	3	1	4
静岡県	5	6	5	8	1	2
愛知県	18	28	22	18	13	5
三重県	6	9	6	8	9	3
滋賀県	4	6	0	0	4	0
京都府	5	7	6	0	1	1
大阪府	21	41	15	10	18	9
兵庫県	10	21	14	3	3	1
奈良県	2	10	1	2	2	0
和歌山県	2	4	6	0	0	0
鳥取県	3	5	2	0	1	0
島根県	4	13	3	0	2	0
岡山県	0	0	0	2	2	3
広島県	2	5	10	1	1	1
山口県	11	6	2	0	1	1

※家庭福祉課調べ

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月未満)	0歳児 (1か月以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月未満)	0歳児 (1か月以上)	1歳以上 2歳未満
徳島県	5	7	3	0	0	0
香川県	1	6	3	0	0	1
愛媛県	3	9	2	2	0	0
高知県	5	14	1	0	0	0
福岡県	13	15	6	1	4	1
佐賀県	4	5	3	1	4	0
長崎県	5	5	0	1	1	1
熊本県	1	5	2	0	0	1
大分県	19	0	0	2	7	9
宮崎県	6	8	4	1	1	0
鹿児島県	1	17	9	2	1	3
沖縄県	12	6	0	1	12	6
札幌市	1	7	8	0	2	5
仙台市	8	19	10	2	0	1
さいたま市	8	11	8	0	1	1
千葉市	0	8	1	0	0	2
横浜市	4	30	17	2	4	2
川崎市	8	16	11	2	3	1
相模原市	3	5	4	0	2	3
新潟市	1	3	1	0	5	2
静岡市	1	6	1	0	3	0
浜松市	2	2	1	0	3	2
名古屋市	0	30	9	1	2	1
京都市	5	6	1	0	1	1
大阪市	20	61	33	1	3	6
堺市	5	5	0	2	0	1
神戸市	2	17	7	0	4	4
岡山市	11	5	0	0	0	1
広島市	0	9	1	0	0	0
北九州市	5	6	5	0	3	4
福岡市	5	15	10	3	3	2
熊本市	0	8	6	0	4	4
横須賀市	1	0	1	0	1	0
金沢市	1	3	0	0	0	0
合計	463	894	429	109	209	173

○ 乳児院退所後の措置変更先（都道府県市別）（平成28年度）

（単位：人、％）

	乳児院からの措置解除 児童数	乳児院からの措置変更児童数				その他 へ	
		里親（FH含）へ		児童養護施設へ			
		児童数	割合	児童数	割合		
北海道	5	3	0	0.0%	2	66.7%	1
青森県	21	10	6	60.0%	4	40.0%	0
岩手県	10	10	2	20.0%	8	80.0%	0
宮城県	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
秋田県	16	3	0	0.0%	3	100.0%	0
山形県	7	8	7	87.5%	1	12.5%	0
福島県	1	10	4	40.0%	6	60.0%	0
茨城県	14	24	7	29.2%	17	70.8%	0
栃木県	21	21	0	0.0%	19	90.5%	2
群馬県	23	15	3	20.0%	12	80.0%	0
埼玉県	73	48	12	25.0%	25	52.1%	11
千葉県	14	27	13	48.1%	11	40.7%	3
東京都	179	137	56	40.9%	57	41.6%	24
神奈川県	10	21	15	71.4%	5	23.8%	1
新潟県	8	3	0	0.0%	3	100.0%	0
富山県	18	8	2	25.0%	6	75.0%	0
石川県	1	4	1	25.0%	1	25.0%	2
福井県	9	6	1	16.7%	4	66.7%	1
山梨県	3	8	4	50.0%	3	37.5%	1
長野県	16	4	0	0.0%	4	100.0%	0
岐阜県	7	4	1	25.0%	3	75.0%	0
静岡県	5	4	0	0.0%	4	100.0%	0
愛知県	28	37	16	43.2%	18	48.6%	3
三重県	16	12	6	50.0%	5	41.7%	1
滋賀県	4	7	5	71.4%	1	14.3%	1
京都府	8	12	3	25.0%	8	66.7%	1
大阪府	37	48	13	27.1%	29	60.4%	6
兵庫県	21	28	6	21.4%	21	75.0%	1
奈良県	11	11	0	0.0%	11	100.0%	0
和歌山県	6	10	2	20.0%	8	80.0%	0
鳥取県	2	7	1	14.3%	2	28.6%	4
島根県	11	3	1	33.3%	1	33.3%	1
岡山県	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
広島県	10	12	3	25.0%	9	75.0%	0
山口県	8	13	5	38.5%	5	38.5%	3

※家庭福祉課調べ

	乳児院からの措置解除 児童数	乳児院からの措置変更児童数				その他 へ	
		里親（FH含）へ		児童養護施設へ			
		児童数	割合	児童数	割合		
徳島県	6	10	1	10.0%	7	70.0%	2
香川県	13	6	4	66.7%	1	16.7%	1
愛媛県	4	10	0	0.0%	8	80.0%	2
高知県	7	12	0	0.0%	11	91.7%	1
福岡県	23	21	4	19.0%	14	66.7%	3
佐賀県	4	8	4	50.0%	4	50.0%	0
長崎県	6	6	0	0.0%	5	83.3%	1
熊本県	0	9	2	22.2%	7	77.8%	0
大分県	13	6	4	66.7%	2	33.3%	0
宮崎県	5	16	2	12.5%	14	87.5%	0
鹿児島県	16	17	4	23.5%	12	70.6%	1
沖縄県	5	11	6	54.5%	4	36.4%	1
札幌市	10	12	3	25.0%	8	66.7%	1
仙台市	24	10	2	20.0%	6	60.0%	2
さいたま市	8	3	1	33.3%	2	66.7%	0
千葉市	3	5	2	40.0%	2	40.0%	1
横浜市	25	26	7	26.9%	17	65.4%	2
川崎市	21	12	2	16.7%	10	83.3%	0
相模原市	5	3	2	66.7%	0	0.0%	1
新潟市	1	10	6	60.0%	1	10.0%	3
静岡市	6	3	2	66.7%	1	33.3%	0
浜松市	2	3	0	0.0%	2	66.7%	1
名古屋市	21	24	3	12.5%	15	62.5%	6
京都市	7	13	0	0.0%	13	100.0%	0
大阪市	71	55	7	12.7%	35	63.6%	13
堺市	4	8	2	25.0%	5	62.5%	1
神戸市	10	13	7	53.8%	5	38.5%	1
岡山市	4	11	4	36.4%	6	54.5%	1
広島市	5	9	0	0.0%	9	100.0%	0
北九州市	7	13	2	15.4%	8	61.5%	3
福岡市	21	13	6	46.2%	6	46.2%	1
熊本市	4	17	9	52.9%	8	47.1%	0
横須賀市	3	1	0	0.0%	1	100.0%	0
金沢市	0	4	2	50.0%	2	50.0%	0
合計	987	978	295	30.2%	567	58.0%	116

## ○18歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。

○実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)→H25:231人(13.4%)

→H26:293人(16.3%)→H27:275人(15.1%)→H28:292人(17.3%)

### 児童福祉法 第31条（保護期間の延長等）

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、引き続き同項第3号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

### 児童相談所運営指針（平成2. 3. 5 児発133）

(5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで更に施設入所を継続させることができる。（法第31条）

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。（略）

### 児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23. 12. 28 児発1228第2号）

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

## 措置費による教育及び自立支援の経費

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
- 平成24年度に資格取得等のための高校生の特別育成費の加算を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額を行った。
- 平成25年度には、特別育成費のうち就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費の支弁について義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象とした。
- 平成27年度には、特別育成費に補習費、補習費特別保護単価を創設。
- 令和元年度には、高等学校在学中の通学費を新設するとともに、補習費を増額した。
- 令和2年度予算案では、入進学支度費及び入学時特別加算を増額。

		支弁される額 (令和2年度(案))
幼稚園費	実費	
入進学支度費	小学校1年生： 63,100円(月額/1人) 中学校1年生： 79,500円(月額/1人)	
教育費	学用品費等	小学校： 2,210円(月額/1人) 中学校： 4,380円(月額/1人)
	教材代	実費
	通学費	実費
	学習塾費	実費(中学生を対象)
	部活動費	実費
特別育成費	公立高校： 23,330円(月額/1人)	
	私立高校： 34,540円(月額/1人)	
	通学費：実費	
	高等学校第1学年の入学時特別加算： 86,300円(月額/1人) 資格取得等のための特別加算(高校3年生)： 57,620円(月額/1人) ※平成25年から義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象 補習費(学習塾費等)： 20,000円(高校3年生は+5,000円)(月額/1人) ※平成30年度までは15,000円 補習費特別保護単価(個別学習支援)： 25,000円(月額/1人)	
学校給食費	実費(小学生及び中学生を対象)	
見学旅行費	小学校6年生： 21,190円(月額/1人)	
	中学校3年生： 57,290円(月額/1人)	
	高等学校3年生： 111,290円(月額/1人)	
就職、大学進学等支度費	就職支度費・大学進学等自立生活支度費： 82,760円(1人1回) 特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算)： 198,540円	合計281,300円

令和2年度 国立武蔵野学院附属人材育成センター 研修日程表(案)

<児童自立支援施設職員研修>

武蔵野:国立武蔵野学院  
きぬ川:国立きぬ川学院

研修種別「テーマ」		対象者	研修目的	期 間	会 場	募集人数	申込〆切
1	新任施設長研修 ※前後期とも必修	H31.4月以降に着任した施設長および着任予定の者	新任施設長として児童自立支援施設運営上必要な知識と技術を学ぶ要件研修	前期 R2. 5.12～ 5.14	武蔵野	25名	4/16 (木) 必着
				OJT R2. 5.15～ 9.27	各職場		
				後期 R2. 9.16～ 9.18	きぬ川		
2	スーパーバイザー研修	スーパーバイザー又は指導的立場にある者	児童自立支援施設の機能充実のために必要なケアマネジメント・スーパービジョンを学ぶ研修	R2. 5.25～ 5.28	武蔵野	30名	4/16 (木) 必着
3-1	中堅職員研修 コースⅠ 「発達に課題を抱える子どもの理解と対応」	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年以上のケアワーカー・心理職員・教員など	専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修 ※コースⅢについては寮舎実習を含む	R2. 7.13～ 7.15	武蔵野	30名	6/10 (水) 必着
3-2	中堅職員研修 コースⅡ 「子どもの性に関する理解と対応」			R2.10.13～10.16	武蔵野	30名	
3-3	中堅職員研修 コースⅢ 「性被害の理解と支援」			R2. 9. 7～ 9.11	きぬ川	16名程度	
3-4	中堅職員研修 短期実習コース			① R2. 11.9～11.13 ② R2.11.24～11.27	武蔵野 きぬ川	8名程度 10名程度	
4-1	新任職員研修 ※前後期とも必修	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年未満の者	新任職員として児童自立支援施設における基本的な知識と技術を学ぶ基礎研修(講義と演習を組み合わせた研修)	前期 R2. 6. 3～ 6. 5	武蔵野	30名	4/16 (木) 必着
				OJT R2. 6. 6～11. 3	各職場		
				後期 R2.11. 4～11. 6	武蔵野		
4-2	新任職員研修 短期実習コース	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年未満の者	基本的な子どもの理解と支援の方法を学ぶ基礎研修(講義と寮舎実習を組み合わせたコース)	① R2. 6. 8～ 6.12	武蔵野	各回 8名 程度	4/16 (木) 必着
				② R2. 6.22～ 6.26	武蔵野	各回10名 程度	
				③ R2. 6.29～ 7. 3	きぬ川		
				④ R2. 5.18～ 5.22			
				⑤ R2. 6.15～ 6.19			
4-3	新任職員研修 長期実習コース	児童自立支援施設の機能をより深く理解し、具体的な支援の方法を学ぶ基礎研修(寮舎実習を中心としたコース)	① 7月下旬～8月中旬	武蔵野	若干名	(希望で調整)	
			② 7月中旬～8月上旬	きぬ川			

<児童相談所職員研修>

1	児童相談所一時保護所職員スーパーバイザー研修	児童福祉領域及び児童相談所での勤務が概ね5年以上で、各一時保護所において指導的立場にある者	一時保護所のスーパーバイザーとして必要な知識を学び、その運営と課題を考える研修	R2.11.25～11.27	武蔵野	30名	9/30 (水) 必着
2	児童相談所一時保護所職員実務者研修	児童福祉領域での勤務経験が概ね5年以内で、一時保護所において勤務している者	一時保護所における実務者としての必要な知識や支援技術を学ぶ研修	① R2.12. 7～12. 9 ② R3. 1.13～ 1.15 ③ R3. 2.15～ 2.17	武蔵野	各回 30名	9/30 (水) 必着
3	児童相談所職員テーマ別研修 (※新規)	各児童相談所において現在勤務している者(職種は問わない)	児童相談所職員として、専門性をより向上させるためのステップアップ研修	① R2. 12.16～12.17 ② R3. 1.26～ 1.27	武蔵野	各回 30名	9/30 (水) 必着
4	児童相談所 児童福祉司現任研修 (※新規)	児童福祉司としての経験が概ね2年以上で、児童福祉司として勤務している者	児童福祉司としてより質の高いケースワーク、家庭支援を実現するためのステップアップ研修	① R3. 2.2～ 2.4 ② R3. 3.2～ 3.4	武蔵野	各回 30名	9/30 (水) 必着
5	児童相談所職員現任研修セミナー(※新規)	各児童相談所において現在勤務している者(職種は問わない)	児童相談所職員として、専門性をより向上させるためのステップ研修(土曜日開催)	① R2.11.21 ② R3.1.9	武蔵野	各回 60名	9/30 (水) 必着

<研修指導者養成研修>

1	Eコース 「子どもの精神的・行動的な問題の理解とその対応」	都道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市にあっては市長)が推薦する者	都道府県等で実施する基幹的職員研修等を企画・実施する者を養成する研修	R2. 8.25～ 8.27	武蔵野	各回 30名	6/10 (水) 必着
2	Fコース 「施設の小規模かつ地域分散化の推進とその充実」			R2. 9. 8～ 9.10			
3	Gコース 「子どもの性に関する問題への理解とその対応」			R2.10.26～10.28			

※児童相談所職員研修については、現任研修を大幅に拡大し新たなコースの設置、定員増を図った。

※研修指導者養成研修については、今年度はA～Hコースのうち3コースを実施する。

## 児童自立支援施設 学校教育実施（導入）状況

			学校教育の形態 (小学校)	学校教育の形態 (中学校)	備 考
			分校 分教室 本校 未導入	分校 分教室 本校 未導入	
0	国立（埼玉県）	国立武蔵野学院	未導入	分教室	
0	国立（栃木県）	国立きぬ川学院	未導入	分教室	
1	北海道	北海道立向陽学院	分校	分校	
1	北海道	北海道立大沼学園	分校	分校	
1	北海道	北海道家庭学校	分校	分校	
2	青森県	青森県立子ども自立センターみらい	分教室	分教室	
3	岩手県	岩手県立杜陵学園	分教室	分校	
4	宮城県	さわらび学園	分教室	分教室	
5	秋田県	秋田県千秋学園	分校	分校	
6	山形県	朝日学園	分校	分校	
7	福島県	福島学園	未導入	未導入	
8	茨城県	茨城県立茨城学園	分教室	分教室	
9	栃木県	那須学園	分教室	分校	
10	群馬県	ぐんま学園	分校	分校	
11	埼玉県	埼玉学園	分教室	分校	
12	千葉県	千葉県生実学校	分教室	分教室	
13	東京都	東京都立萩山実務学校	-	分校	(小学生は入所しないため)
13	東京都	東京都立誠明学園	本校	本校	
14	神奈川県	おおいそ学園	分校	分校	
15	新潟県	新潟学園	分校	分校	
16	富山県	県立富山学園	分校	分校	
17	石川県	児童生活指導センター	分校	分校	
18	福井県	福井県和敬学園	未導入	未導入	
19	山梨県	甲陽学園	分校	分校	
20	長野県	波田学院	分教室	分校	
21	岐阜県	わかあゆ学園	分校	分校	
22	静岡県	三方原学園	分校	分校	
23	愛知県	愛知学園	本校	本校	
24	三重県	国児学園	分校	分校	
25	滋賀県	淡海学園	分教室	分教室	
26	京都府	淇陽学校	分教室	本校	
27	大阪府	大阪府立修徳学院	本校	本校	
27	大阪府	大阪府立子どもライフサポートセンター	未導入	未導入	
28	兵庫県	明石学園	分教室	分教室	
29	奈良県	精華学院	分教室	分教室	
30	和歌山県	仙溪学園	分教室	分校	
31	鳥取県	喜多原学園	分教室	分校	
32	島根県	わかたけ学園	分校	分校	
33	岡山県	岡山県立成徳学校	分教室	本校	
34	広島県	広島県立広島学園	本校	本校	
35	山口県	山口県立育成学校	分校	分校	
36	徳島県	徳島学院	分教室	分校	
37	香川県	斯道学園	分校	分校	
38	愛媛県	えひめ学園	分教室	分校	
39	高知県	高知県立希望が丘学園	分校	分校	
40	福岡県	福岡学園	分校	分校	
41	佐賀県	虹の松原学園	分校	分校	
42	長崎県	開成学園	分校	分校	
43	熊本県	清水が丘学園	分教室	分校	
44	大分県	二豊学園	分教室	分校	
45	宮崎県	みやざき学園	本校	本校	
46	鹿児島県	若駒学園	分教室	分校	
47	沖縄県	沖縄県立若夏学院	分教室	分校	
52	横浜市	横浜市向陽学園	分校	分校	
52	横浜市	横浜家庭学園	未導入	未導入	
58	名古屋市	玉野川学園	分教室	分教室	
60	大阪市	阿武山学園	分校	分校	
62	神戸市	若葉学園	分教室	分教室	
	合計		58か所		

※家庭福祉課調べ（平成30年10月1日現在）

## 児童心理治療施設 学校教育実施（導入）状況

			学校教育の形態 (小学校)	学校教育の形態 (中学校)	備 考
			分校 分教室 本校 未導入	分校 分教室 本校 未導入	
1	北海道	バウムハウス	本校	本校	
2	青森県	青森おおぞら学園	分教室	分教室	
3	岩手県	ことりさわ学園	未導入	未導入	
8	茨城県	内原深敬寮	分教室	分教室	
9	栃木県	那須こどもの家	分校	分校	
10	群馬県	青い鳥ぐんま	分教室	分教室	
11	埼玉県	こどもの心のケアハウス嵐山学園	分教室	分教室	
12	千葉県	望みの門 木下記念学園	分教室	分教室	
14	神奈川県	子ども自立生活支援センター	分校	分校	
20	長野県	松本あさひ学園	分校	分校	
21	岐阜県	児童心理療育施設 桜学館	分教室	分教室	
22	静岡県	吉原林間学園	分教室	分教室	
23	愛知県	愛厚ならわ学園	分校	分校	
23	愛知県	中日青葉学園わかば館	分校	分校	
24	三重県	児童心理療育施設悠	分校	分校	
25	滋賀県	さざなみ学園	本校	本校	
26	京都府	るんびに学園	分教室	分教室	
27	大阪府	希望の杜	分教室	分教室	
27	大阪府	あゆみの丘	分教室	分教室	
27	大阪府	ひびき	分教室	分教室	
28	兵庫県	清水が丘学園	分教室	分教室	
30	和歌山県	みらい	分校	分校	
31	鳥取県	鳥取こども学園希望館	分教室	分校	
32	島根県	児童心理療育センターみらい	分教室	分教室	
34	広島県	子供の家三美園	未導入	未導入	
34	広島県	広島新生学園	未導入	未導入	
35	山口県	山口県みほり学園	分校	分校	
37	香川県	若竹学園	分教室	分教室	
38	愛媛県	ひまわりの家	分教室	分教室	
39	高知県	さくらの森学園	分教室	分教室	
40	福岡県	筑後いずみ園	分校	分教室	
41	佐賀県	好学舎	分校	分校	
42	長崎県	大村椿の森学園	分教室	分教室	
43	熊本県	こどもL.E.C.センター	分教室	分教室	
44	大分県	愛育学園はばたき	分校	分校	
45	宮崎県	ひむかひこぼえ学園	分校	分校	
46	鹿児島県	鹿児島自然学園	分教室	分教室	
47	沖縄県	ノアーズ・ガーデン	分校	分校	
48	札幌市	札幌市児童心理治療センター“こころぼ”	分校	分校	
49	仙台市	小松島子どもの家	未導入	未導入	
50	さいたま市	子どもケアホーム	未導入	未導入	
52	横浜市	横浜いずみ学園	分教室	分教室	
53	川崎市	川崎こども心理ケアセンターかなで	分教室	分教室	
58	名古屋市	くすのき学園	分校	分校	
59	京都市	ももの木学園	本校	本校	
60	大阪市	児童院	分校	未導入	
60	大阪市	弘済のぞみ園	本校	本校	
62	神戸市	しらゆりホーム	分教室	分教室	
63	岡山市	津島児童学院	分教室	未導入	
64	広島市	愛育園	分教室	分教室	
合計			50か所		

※家庭福祉課調べ（平成30年10月1日現在）

